



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年12月18日金曜日 第2734号外1

◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例.....（人事課）..... 1

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例.....（市町振興課）..... 4

愛媛県個人番号の利用に関する条例.....（ " ）..... 4

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例.....（情報政策課）..... 6

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....（産業政策課）..... 6

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び愛媛県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例.....（警察本部生活環境課）..... 7

条 例

○愛媛県条例第47号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<p>附 則</p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、同条例の規定（第16条において例による法第39条の2の規定を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		<p>附 則</p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、同条例の規定（第16条において例による法第39条の2の規定を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>	
<p>傷病補償年金</p>	<p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎</p>	<p>傷病補償年金</p>	<p>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）</p> <p>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）</p> <p>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国</p>
	0.73	0.75	0.89

	年金を除く。以下「障害基礎年金」という。)			民年金法の障害年金」という。)	
	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86		厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金(以下「障害厚生年金」という。)&及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。)	0.73
	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)&若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。))が支給される場合を除く。)	0.88		障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)&附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75		障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済組合法(昭和28年法律第245号)&若しくは農林漁業団体職員共済組合法(昭和33年法律第99号)の規定による障害共済年金(以下「障害共済年金」という。)&又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75		障害補償年金	
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89		旧船員保険法の障害年金	0.74
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73		旧厚生年金保険法の障害年金	0.74
	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83		旧国民年金法の障害年金	0.89
	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88		障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
	旧船員保険法による障害年金	0.74		障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74		障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88
	旧国民年金法による障害年金	0.89		遺族補償年金	
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下「遺族厚生年金等」という。)&及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。)	0.80		国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	遺族厚生年金等(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
				国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
				厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金(以下「遺族厚生年金」という。)&及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。)(以下「遺族基礎年金」という。)	0.80
				遺族厚生年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84
				遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について国家公務員共済組合法、地方公務員等共	0.88

遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

済組合法、私立学校教職員共済組合法若しくは農林漁業団体職員共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、同条例の規定による休業補償の額に、同欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が同条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、同条例の規定による休業補償の額に、同欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が同条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

旧船員保険法の障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の障害年金	0.75
旧国民年金法の障害年金	0.89
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第5条及び附則第4項の規定は、平成27年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 新条例附則第5条の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）並びに休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成24年一元化法第2条の規定によ

る改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「改正前国共済法」という。）第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は同政令第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）又は平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「改正前地共済法」という。）第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は同政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

- 5 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例の規定による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

○愛媛県条例第48号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1～9 省略</p> <p><u>10 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）別表第1の1の項から4の項までに掲げる事務</u></p> <p>11 省略</p> <p>別表第3（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事以外の 執行機関</th> <th style="text-align: center;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会</td> <td style="text-align: center;"><u>愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の5の項から8の項までに掲げる事務</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査委員</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	知事以外の 執行機関	事 務	教育委員会	<u>愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の5の項から8の項までに掲げる事務</u>	監査委員	省略	省略		<p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1～9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>別表第3（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事以外の 執行機関</th> <th style="text-align: center;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">監査委員</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	知事以外の 執行機関	事 務	監査委員	省略	省略	
知事以外の 執行機関	事 務														
教育委員会	<u>愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の5の項から8の項までに掲げる事務</u>														
監査委員	省略														
省略															
知事以外の 執行機関	事 務														
監査委員	省略														
省略															

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

○愛媛県条例第49号

愛媛県個人番号の利用に関する条例を次のように公布する。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県個人番号の利用に関する条例

(個人番号の利用範囲)

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報(法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)であって当該執行機関が保有するものに係る個人番号(同条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を利用することができる。

第2条 私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。)第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)の設置者は、知事による別表第1の1の項及び2の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。

2 高等学校等(県立及び私立のものを除く。)の設置者は、教育委員会による別表第1の6の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。

(書面の提出義務の特例)

第3条 第1条第2項の規定により特定個人情報に係る個人番号を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1(第1条、第2条関係)

執行機関	事 務
1 知事	高等学校等の生徒の保護者等に対する奨学のための給付金(以下「奨学給付金」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 知事	高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項の高等学校等就学支援金に相当する支援金(以下「学び直し支援金」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 知事	外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収(以下「外国人生活保護の実施」という。)に関する事務であって規則で定めるもの
4 知事	20歳未満の者を扶養している者(配偶者のない者に限る。)に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金(以下「高卒認定試験給付金」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
6 教育委員会	奨学給付金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
7 教育委員会	学び直し支援金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
8 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)であって教育委員会規則で定めるもの
9 知事又は教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務

別表第2(第1条関係)

執行機関	事 務	特 定 個 人 情 報
1 知事	学び直し支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 知事	外国人生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費若しくは障害児入所給付費の支給若しくは療育の給付、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け若しくは給付金の支給、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給、雇用対策法(昭和41年法律第132号)による職業転換給付金の支給、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給、中

		国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支給給付若しくは配偶者支援金の支給、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
3 知事	高卒認定試験給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
4 知事	法別表第2の第2欄に掲げる事務（法第19条第7号の規定により同表の第4欄に規定する生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの	外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	学び直し支援金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
6 知事又は教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報

○愛媛県条例第50号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例を次のように公布する。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年愛媛県条例第66号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

○愛媛県条例第51号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名 称	目 的	位 置	名 称	目 的	位 置
省略			省略		
			愛媛県植物 くん蒸所	輸出入植物のくん蒸に必要な施設を提 供する。	松山市
省略			省略		
別表第4（第10条関係）			別表第4（第10条関係）		
1～14 省略			1～14 省略		
15 省略			15 愛媛県植物くん蒸所		
16 省略			16 省略		
16 省略			17 省略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(愛媛県植物くん蒸所管理条例の廃止)
- 2 愛媛県植物くん蒸所管理条例 (平成17年愛媛県条例第60号) は、廃止する。
(愛媛県植物くん蒸所管理条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日前の愛媛県植物くん蒸所の使用に係る使用料の徴収及び還付については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第52号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び愛媛県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例を次のように公布する。
平成27年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び愛媛県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 (昭和59年愛媛県条例第35号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号。以下「法」という。) 第4条第2項第2号 (法第31条の23において準用する場合を含む。)、第13条第1項、同条第2項 (法第31条の23において準用する場合を含む。)、第15条 (法第31条の23及び第32条第2項において準用する場合を含む。)、第20条第8項及び第9項、第21条 (法第31条の23において準用する場合を含む。)、第22条第2項、第28条第1項、第2項及び第4項 (これらの規定を法第31条の3第2項の規定により適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。) 並びに第5項第1号口 (法第31条の3第1項、第31条の8第1項、第31条の13第1項及び第31条の18第1項において準用する場合を含む。)、第33条第4項、第38条の4第1項並びに第43条並びに地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第227条の規定に基づき、法の施行及び法の規定に基づく事務の手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(風俗営業の特別日営業延長許容地域)</p> <p>第4条 法第13条第1項第1号の条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、同項第1号 _____ の条例で定める地域は当該各号に定める地域とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(風俗営業の営業延長許容地域)</p> <p>第5条 接待飲食等営業及びまあじやん屋について法第13条第1項第2号の _____ 条例で定める地域は、別表第2の左欄に掲げる市について、それぞれ同表の右欄に掲げる区域とする。</p> <p>(風俗営業の営業時間の制限)</p> <p>第6条 法第13条第1項ただし書の条例で定める時は、午前1時とする。</p> <p>2 _____ 法第13条第2項の規定に基づき、前条に規定する地域 (第4条第2号 _____ の公安委員会が指定する地域に該当する地域を除く。) において、同号の公安委員会が指定する日の午前零時から午前1時までの時間における法第2条第1項第4号の営業 (ま</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号。以下「法」という。) 第4条第2項第2号、第13条 _____、第15条 (法 _____ 第32条第2項において準用する場合を含む。)、第20条第8項及び第9項、第21条、第22条第5号 _____、第28条第1項、第2項及び第4項 (これらの規定を法第31条の3第2項の規定により適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。) 並びに第5項第1号口 (法第31条の3第1項、第31条の8第1項、第31条の13第1項及び第31条の18第1項において準用する場合を含む。)、第33条第4項 _____ 並びに第43条並びに地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第227条の規定に基づき、法の施行及び法の規定に基づく事務の手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特別日営業延長許容地域等)</p> <p>第4条 法第13条第1項 _____ の条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該条例で定める日に係る同項の条例で定める地域は当該各号に定める地域とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 法第13条第1項の条例で定める時は、午前1時とする。</p> <p>(_____ 営業延長許容地域)</p> <p>第5条 接待飲食等営業及びまあじやん屋について法第13条第1項の午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、別表第2の左欄に掲げる市について、それぞれ同表の右欄に掲げる区域とする。</p> <p>(風俗営業の営業時間の制限)</p> <p>第6条 法第13条第2項の規定に基づき、前条に規定する地域 (第4条第1項第2号 _____ の公安委員会が指定する地域を除く。) において同号 _____ の公安委員会が指定する日の午前零時から午前1時までの時間における法第2条第1項第7号の営業 (ま</p>

あじやん屋を除く。)及び同項第5号の営業を営むことを禁止する。

(風俗営業に係る騒音及び振動の規制)

第7条 省略

2 法第15条 _____ の
条例で定める振動の数値は、55デシベルとする。

(風俗営業者の遵守事項)

第8条 _____

_____ 風俗営業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)~(4) 省略

2 法第2条第1項第4号の営業を営む風俗営業者は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、第3号から第6号までの規定は、まあじやん屋を営む風俗営業者については、適用しない。

(1)~(6) 省略

3 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者は、午後6時以後午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる場合は、保護者の同伴を求めなければならない。

第9条 省略

第10条 省略

(特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域)

第11条 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、別表第2の左欄に掲げる市について、それぞれ同表の右欄に掲げる区域とする。ただし、病院等の敷地(これらの用に供するものとして決定した土地を含む。)の周囲10メートルの区域を除く。

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第12条 法第31条の23において準用する法第13条第2項の規定に基づき、前条に規定する地域において、深夜から引き続く午前6時後午前9時以前の時間における特定遊興飲食店営業を営むことを禁止する。

(特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制)

第13条 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める騒音の数値は、別表第3の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる深夜に係る数値とする。

2 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める振動の数値は、55デシベルとする。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第14条 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 営業用家屋等で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。
- (2) 客の求めない飲食物を提供しないこと。
- (3) 営業用家屋等を店舗型性風俗特殊営業の営業所として用い、又は用いさせないこと。
- (4) 賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為

あじやん屋を除く。)及び同項第8号の営業を営むことを禁止する。

(_____ 騒音及び振動の規制)

第7条 省略

2 法第32条第2項において準用する法第15条の条例で定める騒音の数値は、別表第3の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる深夜に係る数値とする。

3 法第15条(法第32条第2項において準用する場合を含む。)の条例で定める振動の数値は、55デシベルとする。

(風俗営業者の遵守事項)

第8条 法第12条から第19条まで及び第20条第1項に定めるもののほか、風俗営業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)~(4) 省略

2 法第2条第1項第7号の営業を営む風俗営業者は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、第3号から第6号までの規定は、まあじやん屋を営む風俗営業者については、適用しない。

(1)~(6) 省略

(年少者の法第2条第1項第8号の営業に係る営業所への立入時間の規制)

第9条 法第22条第5号の条例で定める年齢は16歳とし、同号の条例で定める時は午後8時とする。

第10条 省略

第11条 省略

をし、又はさせないこと。

(5) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと。

(6) 午後6時以後午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる場合は、保護者の同伴を求めること。

(深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の規制)

第15条 法第32条第2項において準用する法第15条の条例で定める騒音の数値については第13条第1項の規定を、法第32条第2項において準用する法第15条の条例で定める振動の数値については第13条第2項の規定を、それぞれ準用する。

第16条 省略

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第17条 法第38条の4第1項の条例で定める地域は、別表第2の左欄に掲げる市について、それぞれ同表の右欄に掲げる区域とする。

第18条 省略

第19条 省略

第20条 省略

別表第1 (第3条関係)

風俗営業の種別	地 域
法第2条第1項第1号から第3号までの営業及び同項第4号の営業(まあじやん屋に限る。)	1～3 省略
法第2条第1項第4号の営業(まあじやん屋を除く。)	1～3 省略
法第2条第1項第5号の営業	1～3 省略

注 省略

別表第2 (第5条、第11条、第17条関係)

市名	区 域
松山市	道後湯月町(1番、3～4番に限る。)、道後湯之町(1番、4～6番、12～16番、20番に限る。)、道後多幸町(6～7番に限る。)、道後鷺谷町(1～3番、 5番に限る。)、道後姫塚(100～125番地に限る。)、大街道一丁目(4～6番地に限る。)、大街道二丁目、一番町一丁目(1～11番地に限る。)、一番町二丁目(1～5番地に限る。)、一番町三丁目(1～2番地に限る。)、二番町一～三丁目、三番町一～三丁目、千舟町一丁目(2～6番地に限る。)、千舟町二丁目(5～8番地に限る。)、千舟町三丁目(3～5番地に限る。)、勝山町一丁目(2～5番地、8～11番地、14～15番地、18番地に限る。)
省略	

別表第3 (第7条、第13条関係)

省略

注 この表において、「昼間」とは午前6時後午後6時前の時間を、「夜間」とは午後6時以後翌日の午前零時前 の時間を、「深夜」とは午前零時から午前6時までの時間をいう。

別表第4 (第9条、別表第5関係)

省略

第12条 省略

第13条 省略

第14条 省略

第15条 省略

別表第1 (第3条関係)

風俗営業の種別	地 域
法第2条第1項第1号から第6号までの営業及び同項第7号の営業(まあじやん屋に限る。)	1～3 省略
法第2条第1項第7号の営業(まあじやん屋を除く。)	1～3 省略
法第2条第1項第8号の営業	1～3 省略

注 省略

別表第2 (第5条 _____ 関係)

市名	区 域
松山市	道後湯月町(第2種地域 _____ に限る。)、道後湯之町 _____、道後多幸町(1～4番、6～7番に限る。)、道後鷺谷町(1～3番、4番4号、5番に限る。)、道後姫塚(第2種地域 _____ に限る。)、大街道一丁目(4～6番地に限る。)、大街道二丁目、一番町一丁目(1～11番地に限る。)、一番町二丁目(1～5番地に限る。)、一番町三丁目(1～2番地に限る。)、二番町一～三丁目、三番町一～三丁目、千舟町一丁目(2～6番地に限る。)、千舟町二丁目(5～8番地に限る。)、千舟町三丁目(3～5番地に限る。)、勝山町一丁目(2～5番地、8～11番地、14～15番地、18番地に限る。)
省略	

別表第3 (第7条 _____ 関係)

省略

注 この表において、「昼間」とは日出時から日没時までの時間を、「夜間」とは日没時から 翌日の午前零時までの時間を、「深夜」とは午前零時から日出時 _____ までの時間をいう。

別表第4 (第10条、別表第5関係)

省略

注 省略

別表第 5 (第10条関係)

省略

注 省略

別表第 6 (第10条関係)

省略

別表第 7 (第18条関係)

手数料を納めなければならない者	区 分	金 額
1 法第3条第1項の許可(以下「風俗営業の許可」という。)を受けようとする者	(1) ぱちんこ屋又は令第8条に規定する営業について風俗営業の許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第20条第2項の認定(7の項及び25の項を除き、以下「認定」という。)を受けた遊技機以外の遊技機(以下「未認定遊技機」という。)がないとき。 ア・イ 省略 (2) ぱちんこ屋又は令第8条に規定する営業について風俗営業の許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。 (3) ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業以外の風俗営業について風俗営業の許可を受けようとする場合 ア・イ 省略	省略
2 ~ 8 省略		
9 認定を受けようとする者	(1)・(2) 省略 (3) (1)又は(2)の遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合 ア ぱちんこ遊技機 (7) 入賞を容易にするための装置であつて令第14条 〃 の表の一 (三) 1(1)の項の中	

注 省略

別表第 5 (第11条関係)

省略

注 省略

別表第 6 (第11条関係)

省略

別表第 7 (第13条関係)

手数料を納めなければならない者	区 分	金 額
1 法第3条第1項の許可(以下「_____許可」という。)を受けようとする者	(1) ぱちんこ屋又は令第7条に規定する営業について_____許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第20条第2項の認定(7の項_____を除き、以下「認定」という。)を受けた遊技機以外の遊技機(以下「未認定遊技機」という。)がないとき。 ア・イ 省略 (2) ぱちんこ屋又は令第7条に規定する営業について_____許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。 (3) ぱちんこ屋及び令第7条に規定する営業以外の風俗営業について_____許可を受けようとする場合 ア・イ 省略	省略
2 ~ 8 省略		
9 認定を受けようとする者	(1)・(2) 省略 (3) (1)又は(2)の遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合 ア ぱちんこ遊技機 (7) 入賞を容易にするための装置であつて令第10条の2の表の一 (三) 1(1)の項の中	

	欄に規定する国家公安委員会規則で定めるもの（以下「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。） a・b 省略 (イ)・(ウ) 省略 イ～オ 省略				欄に規定する国家公安委員会規則で定めるもの（以下「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。） a・b 省略 (イ)・(ウ) 省略 イ～オ 省略		
10～12 省略				10～12 省略			
13 法第20条第10項において準用する法第9条第1項の承認（以下この項において「承認」という。）を受けようとする者	省略			13 法第20条第10項において準用する法第9条第1項の承認（以下_____「承認」という。）を受けようとする者	省略		
14～17 省略				14～17 省略			
18 法第31条の22の許可（以下「特定遊興飲食店営業の許可」という。）を受けようとする者	(1) 3月以内の期間を限つて営む営業 (2) その他の営業	14,000円 24,000円					
19 法第31条の23において準用する法第5条第4項の許可証の再交付を受けようとする者		1,100円					
20 法第31条の23において準用する法第7条第1項の承認を受けようとする者		8,600円（当該承認を受けようとする者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定に基づく承認を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る手数料にあつては、3,800円）					

<p>21 <u>法第31条の23</u> において準用する<u>法第7条の2</u> <u>第1項の承認を受けようとする者</u></p>		<p>11,000円（当該承認を受けようとする者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく承認を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る手数料にあつては、3,300円）</p>			
<p>22 <u>法第31条の23</u> において準用する<u>法第7条の3</u> <u>第1項の承認を受けようとする者</u></p>		<p>11,000円（当該承認を受けようとする者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく承認を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る手数料にあつては、3,300円）</p>			
<p>23 <u>法第31条の23</u> において準用する<u>法第9条第1</u> <u>項の承認を受けようとする者</u></p>		<p>9,900円</p>			
<p>24 <u>法第31条の23</u> において準用する<u>法第9条第4</u> <u>項の許可証の書換えを受けようとする者</u></p>		<p>1,400円</p>			
<p>25 <u>法第31条の23</u> において準用する<u>法第10条の2</u> <u>第1項の認定を受けようとする者</u></p>		<p>13,000円（当該認定を受けようとする者が同時に他の法第31条の23において準用する法第10条の2第1項の規定に基づく認定を受けようとする場合における当該他の同項の</p>			

		規定に基づく認定の申請に係る手数料にあつては、10,000円)			
26	法第31条の23において準用する法第10条の2第5項の認定証の再交付を受けようとする者	1,100円			
27	法第31条の23において準用する法第24条第6項の講習を受けようとする者	講習1時間につき650円			
備考			備考		
<p>1 風俗営業の許可を受けようとする者が同時に他の風俗営業の許可を受けようとする場合における当該他の風俗営業の許可に係る1の項の右欄に掲げる手数料の額は、それぞれ当該右欄に定める額から8,600円を減じた額とする。</p> <p>2 法第4条第3項の規定が適用される営業所につき風俗営業の許可を受けようとする場合における1の項の右欄に掲げる手数料の額は、それぞれ当該右欄に定める額に6,800円を加算した額とする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>5 特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者が同時に他の特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業の許可に係る18の項の右欄に掲げる手数料の額は、それぞれ当該右欄に定める額から8,000円を減じた額とする。</p> <p>6 法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用される営業所につき特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合における18の項の右欄に掲げる手数料の額は、それぞれ当該右欄に定める額に6,800円を加算した額とする。</p>			<p>1 _____許可を受けようとする者が同時に他の_____許可を受けようとする場合における当該他の_____許可に係る1の項の右欄に掲げる手数料の額は、それぞれ当該右欄に定める額から8,600円を減じた額とする。</p> <p>2 法第4条第3項の規定が適用される営業所につき_____許可を受けようとする場合における1の項の右欄に掲げる手数料の額は、それぞれ当該右欄に定める額に6,800円を加算した額とする。</p> <p>3・4 省略</p>		

(愛媛県迷惑行為防止条例の一部改正)

第2条 愛媛県迷惑行為防止条例(昭和38年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(景品買行為の禁止)</p> <p>第7条 何人も、遊技場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号の営業をいう。以下同じ。)の営業所又はその付近において、遊技客に賞品として交付した物品を転売するため、又は転売する目的を有する者に交付するため、うるつき、又は遊技客に付きまとい、その物品を買い、又は買おうとしてはならない。</p> <p>2 省略</p>	<p>(景品買行為の禁止)</p> <p>第7条 何人も、遊技場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号の営業をいう。以下同じ。)の営業所又はその付近において、遊技客に賞品として交付した物品を転売するため、又は転売する目的を有する者に交付するため、うるつき、又は遊技客に付きまとい、その物品を買い、又は買おうとしてはならない。</p> <p>2 省略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年 6 月23日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、同年 3 月23日から施行する。
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定に基づく許可の申請に係る手数料)
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律 (平成27年法律第45号) 附則第 2 条第 1 項の規定に基づき同法第 2 条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第31条の22の許可を受けようとする者は、第 1 条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 (以下「新条例」という。) 別表第 7 の18の項の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同項の右欄に掲げる手数料を当該許可の申請の際に納付しなければならない。
- 3 新条例第18条第 2 項及び第 3 項並びに第20条の規定は、前項の手数料について準用する。